

今回のテーマ : 「半日休日」は休日？

Q. 当社では土曜日は午前勤務、いわゆる半日勤務してもらっています。当社の考え方としては午後から半日の休日を与えていると解釈しています。先日、従業員から「半日勤務したら、それは休日ではないですよ！」と言われました。どちらの考え方が正しいのでしょうか？

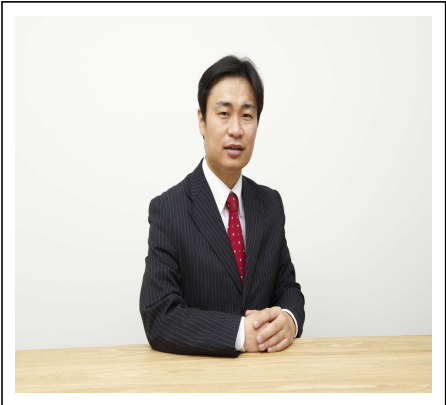
A. 休日に関してのご質問ですね。休日の定義ですが、休日とは「労働契約において労働義務がないとされている日」をいいます。そして、休日は原則として「暦日」すなわち午前0時から午後12時までの24時間をいいます。よって、「午前0時から午後12時までの間に勤務しない日が休日」となります。ゆえに、今回のご質問にあるような半日勤務した日は、休日を与えたことにはなりません。

ところで、労働基準法第35条によると「使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも1回の休日(または4週間を通じ4日以上の日)を与えなければならない。」とあります。よって、もし、毎週日曜日などに必ず休日を与えているのであるならば、1週間に一度は、休日を与えているので、労働基準法上は、問題がないという解釈とはなりません。

休日＝労働義務のない暦日（0時～24時）

：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル 2階 2-2号室
TEL 077-518-1960
FAX 077-586-7481
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
HP <http://www.office-kojitani.com/>



：：：：：：：：：：：：：：：：：：：

執筆者プロフィール
滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。
日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！